

石 労 発 0827 第 2 号 令和 3 年 8 月 27 日

石川地方最低賃金審議会 会長 髙見 俊也 殿

> 石川労働局長 吉田 研一

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定について、貴会の意見を求める。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金(平成20年石川労働局最低賃金公示第5号)
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金(平成 20 年石川 労働局最低賃金公示第 6 号)
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、 情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年石川労働局最低賃金公示第3号)
- 4 石川県百貨店,総合スーパー最低賃金(平成20年石川労働局最低賃金公示第4号)